

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野々市市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる危険を軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先の情報保護管理体制の確認及び秘密保持に関して契約に含めることにより万全を期している。

評価実施機関名

野々市市長

公表日

令和5年6月5日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

事務の名称	国民健康保険に関する事務
事務の概要	<p>(評価対象事務全体の概要) 地方税法、国民健康保険法及びこれらの法律に基づく条例による事務のうち、国民健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 納税者からの申告・届出や調査による課税事務 2. 納税者からの納税の管理、納税者への還付を行う収納事務 3. 期限内に納付がない者への督促状発送等の滞納整理事務 4. 国民健康保険法による被保険者証、各証書類等に関する事務 5. 国民健康保険法による保険給付の支給等に関する事務 6. 都道府県単位での被保険者資格継続事務 7. 都道府県単位での高額療養費該当回数の引き継ぎ事務 8. 被保険者等のオンライン資格確認に関する事務 <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 地方税法、国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険被保険者資格の管理 2. 住民及び他市町村から所得情報を取得する(対象者の住民税課税基準日が市内在住者の場合は中間サーバーを経由し取得し、市外在住者の場合は前住所地に所得照会等を依頼して取得し結果を国民健康保険システムに入力する。 3. 賦課情報を作成する。 4. 納税通知書を作成する(国民健康保険システムの電算事業者に委託) 5. 納税通知書による国民健康保険税額の通知を納税義務者(世帯主)へ行う。 6. 納税義務者の納付情報を金融機関等から取得する。 7. 過納付や誤納付があった場合は、還付及び充当の通知を納税義務者に行う。 8. 納期限までに納付がない場合は、納税義務者に対して督促状等を送付する。 9. 督促後も納付がない場合は、滞納整理を行う。 10. 国民健康保険に係る証明書の発行。 11. 国民健康保険台帳の紹介 12. 情報提供に必要な情報を「副本」として保持する。 13. 国民健康保険の被保険者資格が都道府県単位の管理となるため、被保険者について、本市で事務を行う対象期間を適用開始日と適用終了日で管理する。 14. 国民健康保険被保険者資格は、都道府県単位で管理されるため、対象世帯について、高額療養費に係る高額該当回数を引き継ぐ。 15. オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保総合(国保集約)システムを経由して、国保中央会と社会保険診療報酬支払基金が共同で運営する医療保険者等向け中間サーバー等システムへの被保険者資格情報の提供を行う。
システムの名称	市町村事務処理標準システム、収納管理システム、口座情報ファイル、滞納管理システム、宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

宛名情報ファイル、国保個人マスタ情報ファイル、所得・資産情報ファイル、
 収納統合ファイル、口座振替情報ファイル、
 滞納情報ファイル、国保給付情報ファイル

(本市から石川県国民健康保険団体連合会へ連携するファイル)
 資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル、世帯所得区分情報ファイル

(石川県国民健康保険団体連合会から本市に連携するファイル)
 国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID 連携ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16項及び30項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条及び地方税法等 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号(別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120)) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第27、42、43、44、45)) 地方税法等 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	健康福祉部保険年金課
所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保険年金課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保険年金課

しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] < 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] < 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] < 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月13日	評価実施機関における担当部署	保険年金課長 倉 繁夫	保険年金課長 堀 秀次	事後	
平成28年7月22日	- 1 対象人数 及び - 2 取扱者数	平成27年5月20日時点	平成28年6月30日時点	事後	
平成29年5月23日	- 1 - 事務の概要	5. 国民健康保険法による保険給付の支給等に関する事務	5. 国民健康保険法による保険給付の支給等に関する事務 6. 都道府県単位での被保険者資格継続事務 7. 都道府県単位での高額療養費該当回数 の引き継ぎ事務	事前	
平成29年5月23日	- 1 - 事務の概要	12. 情報提供に必要な情報を「副本」として保持する。	12. 情報提供に必要な情報を「副本」として保持する。 13. 国民健康保険の被保険者資格が都道府県単位の管理となるため、被保険者について、本市で事務を行う対象期間を適用開始日と適用終了日で管理する。 14. 国民健康保険被保険者資格は、都道府県単位で管理されるため、対象世帯について、高額療養費に係る高額該当回数を引き継ぐ。	事前	
平成29年5月23日	- 1 - システムの名称	国民健康保険システム 収納管理システム 口座情報ファイル 滞納管理システム 宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	国民健康保険システム 収納管理システム 口座情報ファイル 滞納管理システム 宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月23日	- 2 特定個人情報ファイル名	宛名情報ファイル 国保個人マスタ情報ファイル 所得・資産情報ファイル 収納統合ファイル 納税組合員情報ファイル 口座振替情報ファイル 滞納情報ファイル	宛名情報ファイル、国保個人マスタ情報ファイル、 所得・資産情報ファイル、 収納統合ファイル、納税組合員情報ファイル、 口座振替情報ファイル、 滞納情報ファイル 国保給付情報ファイル (本市から石川県国民健康保険団体連合会へ 連携するファイル) 資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人) ファイル、世帯所得区分情報ファイル (石川県国民健康保険団体連合会から本市に 連携するファイル) 国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町 村被保険者ID 連携ファイル	事前	
平成29年5月23日	- 3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16項及び30 項並びに地方税法等	番号法第9条第1項 別表第一の16項及び30 項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第24条及び地方税法等	事前	
平成29年5月23日	- 4 - 法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、 5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、 87、93、106項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号(別表第2(第1、2、3、4、 5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、 46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、 106、109、120))	事前	
平成29年5月23日	- 1 対象人数 及び - 2 取扱者数	平成28年6月30日時点	平成29年4月28日時点	事後	
平成30年6月28日	- 4 - 法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号(別表第2(第1、2、3、4、 5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、 46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、 106、109、120))	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号(別表第2(第1、2、3、4、 5、9、12、15、17、22、26、33、39、42、46、58、 62、78、80、87、93、97、106、109、119))	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月28日	評価実施機関における担当部署	保険年金課長 堀 秀次	保険年金課長	事後	
平成30年6月28日	-1対象人数 及び -2取扱者数	平成29年4月28日時点	平成30年5月16日時点	事後	
令和1年6月10日	-2特定個人情報ファイル名	宛名情報ファイル、国保個人マスタ情報ファイル、所得・資産情報ファイル、収納統合ファイル、納税組合員情報ファイル、口座振替情報ファイル、滞納情報ファイル、国保給付情報ファイル	宛名情報ファイル、国保個人マスタ情報ファイル、所得・資産情報ファイル、収納統合ファイル、口座振替情報ファイル、滞納情報ファイル、国保給付情報ファイル	事後	
令和1年6月10日	リスク対策		項目追加による記載	事後	
令和2年10月1日	-1- 事務の概要	7. 都道府県単位での高額療養費該当回数 の引き継ぎ事務	7. 都道府県単位での高額療養費該当回数 の引き継ぎ事務 8. 被保険者等のオンライン資格確認に関する事務	事後	
令和2年10月1日	-1- 事務の概要	14. 国民健康保険被保険者資格は、都道府県単位で管理されるため、対象世帯について、高額療養費に係る高額該当回数を引き継ぐ。	14. 国民健康保険被保険者資格は、都道府県単位で管理されるため、対象世帯について、高額療養費に係る高額該当回数を引き継ぐ。 15. オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保総合(国保集約)システムを経由して、国保中央会と社会保険診療報酬支払基金が共同で運営する医療保険者等向け中間サーバー等システムへの被保険者資格情報の提供を行う。	事後	
令和2年10月1日	-1- システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、口座情報ファイル、滞納管理システム、宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、時期国保総合システム及び国保情報集約システム	国民健康保険システム、収納管理システム、口座情報ファイル、滞納管理システム、宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	- 3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16項及び30項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条及び地方税法等	番号法第9条第1項 別表第一の16項及び30項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条及び地方税法等 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年10月1日	- 4 - 法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号(別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119)) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第27、42、43、44、45) 地方税法等 地方税法等	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号(別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120)) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第27、42、43、44、45) 地方税法等 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年10月1日	- 1 対象人数 及び - 2 取扱者数	平成30年5月16日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月1日	- 1 対象人数 及び - 2 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年8月5日	4 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和4年6月21日	- 1 対象人数 及び - 2 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月5日	1 システムの名称	国民健康保険システム	市町村事務処理標準システム	事後	
令和5年6月5日	- 1 対象人数 及び - 2 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	